



SAITAMA 精神保健福祉だより



埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県立精神保健福祉センター <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/g12/>
埼玉県立精神医療センター <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/q05/>
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2 TEL 048-723-1111 (代表) FAX 048-723-1550

CONTENTS

- 1 埼玉県精神科救急情報センター10年間の取り組み 1
精神科救急情報部
- 2 県内精神保健福祉関係機関紹介シリーズ 5
 - ①独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉障害者職業センターについて
埼玉障害者職業センター 所長 吉田 泰好
 - ②若者自立支援センター埼玉（かわぐち若者サポートステーション）について
若者自立支援センター埼玉／かわぐち若者サポートステーション
センター長 船橋雄介

No.81
平成25年12月

※当たよりは、埼玉県立精神保健福祉センターのホームページから、全文ダウンロードできます。
是非、ご利用ください。（<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tayori/>）

1 埼玉県精神科救急情報センター10年間の取り組み

精神科救急情報部

埼玉県においては、夜間における精神科救急医療に関する医療、及び相談体制が未整備であったため、増大かつ多様化する精神医療に対する県民ニーズに十分対応できていませんでした。そこで、精神科救急医療体制について、埼玉県地方精神保健福祉審議会にて検討され、平成15年11月1日から、民間精神科病院及び精神科診療所による夜間診療が実施されると共に、埼玉県立精神保健福祉センターに精神科救急情報センターを設置し運用が開始されました。

10年間の埼玉県精神科救急情報センター（以下、当センターとする）の取り組みを報告するとともに、当センター対応事例から今後の精神障害者支援のあり方を考えてみたいと思います。

1 当センターの概要

(1) 開設時間

平日 17時00分～翌日8時30分
土休日 8時30分～翌日8時30分

(2) 機能

①精神科救急電話

夜間・休日における精神障害者及び家族等からの緊急的な精神医療に関する相談を受け付け、必要に応じて医療機関の紹介や対応について助言を行っています。

また、精神障害者の地域生活支援として、問題への対応について精神障害者やその家

族等に助言し、障害者や家族等の不安を軽減させるとともに、緊急性の回避を目指します。

②通報専用電話

夜間・休日における精神保健福祉法第24条の規定に基づく警察官通報を一元的に受理し、措置入院業務を行うとともに、この他の警察官関与事例への対応を行っています。

(3) 職員体制（平成25年度定数）

常勤職員5名、非常勤職員3名、保健所職員24名、当センターコメディカル職員26名及びさいたま市職員18名、計76名がローテーションで勤務しています。

2 精神科救急電話業務統計

（平成15年11月1日～平成25年10月31日）

(1) 年度別相談件数

（単位 件）

15年度11月～3月	1,852
16年度	4,346
17年度	4,534
18年度	5,166
19年度	6,038
20年度	6,306
21年度	6,483
22年度	6,207
23年度	6,624
24年度	6,675
25年度4月～10月	4,271
計	58,610

(2) 相談者別相談件数

(単位 件)

本 人	30,697	(52.4%)
家 族	18,438	(31.4%)
医療機関	1,957	(3.3%)
警 察	967	(1.6%)
消 防	3,427	(5.8%)
保 健 所	211	(0.5%)
そ の 他	2,913	(5.0%)
計	58,610	

(3) 相談内容

(単位 件)

受診・入院希望	24,247	(41.4%)
医療機関を紹介して欲しい	3,915	(6.7%)
症状や薬について教えて欲しい	1,981	(3.4%)
対応方法を教えて欲しい	10,029	(17.1%)
話を聞いて欲しい	16,009	(27.3%)
その他	2,429	(4.1%)
計	58,610	

「受診・入院希望」は直ちに受診（入院）を希望する相談。

「医療機関を紹介して欲しい」は医療機関の情報に関する相談。

(4) 対応結果

(単位 件)

電 話 相 談 の み	45,948	(78.4%)
通院先医療機関紹介	132	(0.2%)
輪 番 病 院 紹 介	3,010	(3.4%)
輪 番 診 療 所 紹 介	232	(0.4%)
輪番以外の医療機関紹介	1,183	(2.0%)
医療機関紹介できず	701	(1.2%)
警 察 を ア ナ ウ ンス	426	(0.7%)
消 防 を ア ナ ウ ンス	335	(0.6%)
その他の機関をアナウンス	6,777	(11.6%)
そ の 他 の 機 関 を 紹 介	837	(1.4%)
自 殺 切 迫 * (警察・救急 家族へ通報)	29	(0.1%)
計	58,610	

*相談事例の約1割に希死念慮が認められることから、自殺の切迫度を判断することが求められます。そこで独立行政法人国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センター副センター長 松本俊彦先生に監修していただき『自殺リスクアセスメントシート&ガイドライン (SSIS&G: Saitama Suicide Intervention Scale & Guideline)』を作成し、平成22年度より、本人からの相談で希死念慮が認められる全事例について、SSISで自殺企図の切迫度を評価し、自殺企図が切迫していると判断した場合には、自殺防止の観点から相談者の了解が得られずとも警察等に通報しています。

(5) 医療機関紹介が必要と判断した事例の年度推移

	年度相談 件数 (A)	医療機関 紹介が 必要と判断 (再掲/B) (B/A)	医療機関 紹介 (再掲/C) (C/B)	医療機関 紹介できず (再掲/D) (D/B)
15年度 11月～3月	1,852	176 (9.5%)	142 (80.7%)	34 (19.3%)
16年度	4,346	501 (11.5%)	389 (77.6%)	112 (22.4%)
17年度	4,534	548 (12.1%)	413 (75.4%)	135 (24.6%)
18年度	5,166	482 (8.8%)	396 (82.2%)	86 (17.8%)
19年度	6,038	527 (8.7%)	438 (83.1%)	89 (16.9%)
20年度	6,306	458 (7.3%)	384 (83.8%)	74 (16.2%)
21年度	6,483	372 (5.7%)	335 (90.1%)	37 (9.9%)
22年度	6,207	372 (6.0%)	321 (86.3%)	51 (13.7%)
23年度	6,624	339 (5.1%)	303 (88.8%)	38 (11.2%)
24年度	6,675	305 (4.5%)	277 (90.8%)	28 (9.2%)
25年度 4月～10月	4,271	178 (4.2%)	161 (90.4%)	17 (9.6%)
総計	58,610	4,258 (7.3%)	3,557 (83.5%)	701 (16.5%)

(6) 医療機関紹介結果

(単位 件)

紹介先 結果	通院先 医療機関	輪番病院	輪番診療所	輪番以外の 医療機関	計
外来受診のみ	50	452	176	468	1,146 (32.2%)
応 急 入 院	0	20	—	35	55 (1.5%)
医療保護入院	37	1,101	—	456	1,594 (44.8%)
任 意 入 院	8	140	—	15	163 (4.6%)
受 診 せ ず	11	246	43	110	410 (11.5%)
電話対応のみ	18	29	6	91	144 (4.0%)
そ の 他	8	22	7	8	45 (1.3%)
計	132 (3.7%)	2,010 (56.5%)	232 (6.5%)	1,183 (33.3%)	3,577

3 通報専用電話業務統計 (平成15年11月1日～平成25年10月31日)

(1) 警察官通報（精神保健福祉法第24条）等の件数

(単位 件)

	24条通報	処遇相談	保健所 対 応*	その他	年度計
15年度 11月～3月	49	83	—	4	136
16年度	136	158	50	16	360
17年度	116	147	45	9	317
18年度	174	160	57	6	397
19年度	181	163	66	12	422
20年度	154	205	50	10	419
21年度	151	191	60	12	414
22年度	209	197	53	5	464
23年度	243	248	60	6	557
24年度	331	333	72	0	736
25年度 4月～10月	235	259	66	0	560
総 計	1,979 (41.4%)	2,144 (44.8%)	579 (12.1%)	80 (1.7%)	4,782

* 保健所の24条通報事例対応を支援するため、夜間輪番医療機関等との調整を行っています。
(平成15年度は未集計)

(2) 24条対応結果

(単位 件)

診察結果 調査結果	措置入院	緊急 措置入院	措置不要	計
精神保健診察要	817	295	434	1,546 (78.1%)
精神保健診察不要				87 (4.4%)
管轄保健所に対応依頼				346 (17.5%)

(3) 処遇相談対応結果

(単位 件)

電話対応のみ	1,515 (70.7%)
電話対応のみ（病院紹介）	200 (9.3%)
警察署訪問し受診援助	109 (5.1%)
警察署訪問し助言	225 (10.5%)
警察署訪問し保健所に対応依頼	95 (4.4%)
計	2,144

4 リーフレットの作成及び配布

「精神科救急事例を減らす」ことが、精神科救急情報センターの使命一つと考えています。これまで次の2種類のリーフレットを公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会及び埼玉県精神科救急医療システム運営会議の協力を得て作成し、配布を続けています。

(1) 『夜間・休日に具合が悪くなった時のために』

精神障害者及びその家族等が、精神症状の急性増悪に備えていただくことを目的に作成しました。

精神科医療機関、地域生活支援事業所、市町村の協力を得て自立支援医療及び精神保健福祉手帳担当課窓口にて配布していただいています。

(2) 『パニック発作が起きた時のために』

精神障害者及びその家族等が、パニック発作に適切に対処することで、不要な救急搬送事例を減らすことを目的に作成しました。なお当該リーフレット作成にあたっては、埼玉医科大学総合医療センターメンタルヘルス科教授 堀川直史先生に監修をお願いしました。

精神科医療機関の他、県内各消防本部（局）に協力を依頼して配布していただいています。

5 当センターの取り組みから今後の精神障害者支援のあり方を考える

精神科救急情報センターは、①精神科救急医療の対象となる事例を的確に選別（トリアージ：triage）する②精神科救急医療事例に対応し、必要に応じて適切な医療機関を紹介する③本人や家族等からクライシスコールを受け、問題への対応について助言することにより、本人や家族等の不安を軽減させると共に緊急事態を回避することを目的としています。すなわち、単に精神症状が急性増悪した精神障害者に対し精神科救急医療施設を紹介するなど、単にその場の問題解決を支援することに止まらず、精神障害者の地域生活を支援する観点から、相談者の問題対処能力を高めるような対応をすることが求められます。精神科救急情報センターには、精神科救急事例を減らしていくための取り組みが必要です。引用参考文献 1)。

以下、当センターに寄せられた精神科救急電話相談事例を踏まえ、今後の精神障害者支援のあり

方について述べることにします。

精神科医療においても疾病教育の重要性が指摘されて久しいですが、精神科救急電話の相談者である精神障害者やその家族が、病名すら把握していないことは珍しくありません。またトリアージの結果「精神科救急事例」と判断し医療機関を紹介し、受診した結果、非自発的入院（応急入院・医療保護入院）となった事例は、10年間で1,649件でしたが、その51.1%（842件）が精神科医療機関に通院中でした。なお、医療中断事例は20.1%（331件）、精神科未受診事例27.8%（458件）でした。

急性増悪に備えるということは、精神医療の消費者である精神障害者やその家族にとって、アドヒアランス（adherence）の向上と表裏一体なこととして必要であると考えます。しかし、このことに精神障害者自身、その家族、さらには精神保健医療福祉関係者も、これまで十分な取り組みを行ってこなかったのではないのでしょうか。引用参考文献2)。このことから、精神科医療機関のみならず、地域生活支援事業所、就労支援事業所やセルフヘルプグループにおいても、急性増悪に備えるための取り組みが行われることを期待したいと思います。

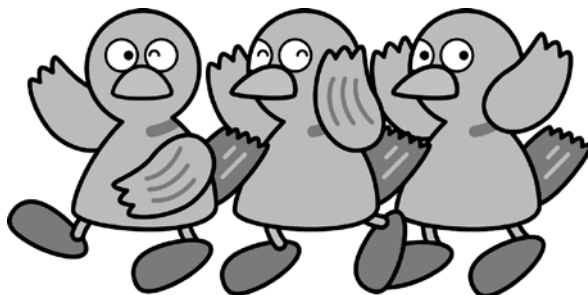
また当センターの精神科救急電話は夜間・休日に開設されていることから、精神科救急医療以外の相談も多く寄せられます。近年では当センターの認知度が高まったことや、インターネットで容易に検索できることから、平成25年度（平成25年4月1日～10月31日）では相談件数の68.8%（2,938件）が「受診・入院希望」以外の相談でした。

これらの相談の中には、精神科救急医療による介入を要しないが、問題への対応方法を助言することで、相談者の不安を軽減させると共に緊急性を回避することが必要な事例があります。

一方、地域生活者として当然担わなければならない苦労を丸投げするような相談も多数寄せられます。向谷地は「苦労の丸投げ」について、「自分のかかえる苦労を粗末にして、自分で吟味することも悩むこともせず、心のゴミを捨てるように外来の主治医の前で話す」と述べています。引用参考文献3)。このことを踏まえ、精神障害者の地域生活支援のキーワードとして、「ネガティブ・ケイパビリティ（Negative Capability）」を提唱したいと思います。ネガティブ・ケイパビリティとは「不確実なものや未解決なものを受容する力」を意味し、また「不確実な状況の中で、わずかな希望を見つけるとともに、その希望をたぐり寄せ掴む力」をも意味します。ネガティブ・ケイパビリティは、現代社会に生きるすべての人々に求められるものです。ネガティブ・ケイパビリティは、近年注目されているリカバリーモデルとも通底しており、精神障害者のネガティブ・ケイパビリティを高めることが、地域生活支援における課題として重視されるべきであると考えます。向谷地は「ケアの現場は、聴きすぎているのではないか」とも指摘していますが（前掲書）、まずはこの点から日々の支援活動を振り返ることから始められたらいいのではないのでしょうか。

引用参考文献

- 1) 平田豊明：地域生活支援のための精神科救急医療とは？，季刊地域精神保健福祉情報 Review，10巻3号（通巻39号）：8-12，2002
- 2) 塚本哲司：精神科救急情報センター，精神科臨床サービス，10巻1号：65-67，星和書店，2010
- 3) 向谷地良生：技法以前一べての家のつくりかた，医学書院，2009



埼玉県マスコット「コバトン」

2 県内精神保健福祉関係機関紹介シリーズ

① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉障害者職業センターについて

埼玉障害者職業センター 所長 吉田 泰好

1 はじめに

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある方の職業生活における自立を促進するために、全国47都道府県に地域障害者職業センターが設置されており、埼玉障害者職業センター（以下「センター」という。）は、その一つです。

センターには、障害者職業カウンセラーが配置され、公共職業安定所、就労支援機関、医療機関及び福祉機関等の関係機関との密接な連携の下、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、地域に密着したサービスを提供しています。

障害のある方には、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための支援まで、状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

企業の方には、障害者雇用に関する相談や情報提供を行うほか、雇用に関する支援ニーズや雇用管理上の課題の分析に基づいた雇用管理に関する専門的な助言・援助を体系的に行っています。

就労支援機関等の方には、支援計画の策定や支援の実施方法、他機関との連携方法等の職業リハビリテーションに関する専門的・技術的な助言・援助を行っています。

以下、主に障害のある方に対するサービス内容についてご説明します。

2 職業評価・職業指導

相談を通じてご本人の希望や状況等を把握した上で、職業能力等を評価し、就職や職場適応のために必要な支援内容・方法等を含む「職業リハビリテーション計画」を策定します。

併せて、就職活動が円滑に行えるように、適切な職業選択が行えるように、職場で安定して働き続けられるように、相談や助言を行います。

以下の支援は、職業リハビリテーション計画に基づいて行われます。

3 職業準備支援

職業準備支援室での支援を通じ、職場で必要とされる基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図ります。

個々の状況に応じ、「模擬的就労場面での作業支援（全障害対象）」、「職業準備講習カリキュラム（全障害対象）」、「自立支援カリキュラム（精神障害対象）」、「就労支援カリキュラム（発達障害対象）」を組み合わせた個別カリキュラムを作成し、支援します。

<模擬的就労場面での作業支援>

作業を通じ、障害特性や職業上の課題を把握するとともに、課題改善のための支援を実施。

<職業準備講習カリキュラム>

職業講話や各種講座（職場のルール・マナー、職業選択、面接練習、履歴書の書き方等）、職場見学等を通じ、就職・職業及び職業生活に関する知識の習得のための支援を実施。

<自立支援カリキュラム>

対人技能訓練やグループミーティング（障害の開示・非開示、体調管理、ストレスマネジメント等）を通じ、社会生活技能等の向上を図るための支援を実施。

<就労支援カリキュラム>

技能体得講座（職場対人技能、マニュアル作成技能、問題解決技能、リラクゼーション技能等）を通じ、社会生活技能及び作業遂行力等の向上を図るための支援を実施。

終了後は、公共職業安定所による職業紹介、企業の中での支援（ジョブコーチ支援）、職業訓練等につなげていきます。

支援期間：発達障害以外の方は標準8週間、発達障害のある方は標準12週間です。事前に1～2週間程度の体験期間を設定します。

支援時間：9時～16時。

対象者：障害の種類は問いません。自分の特性やその対処方法について理解を深め就職や復職を目指したい、作業等を通して自分に合った仕事や働き方を考えたい、職場のルール・マナーや職場でのコミュニケーションスキル等を身に付けた

い、就職経験が無いまたは乏しいため職場で働くことを体験したい、といった方等に利用いただいています。なお、通院中の場合は、主治医の許可が必要です。

4 職場適応援助者による支援 (ジョブコーチ支援)

個々の状況に応じた支援計画に基づき、ジョブコーチが実際の職場に出向き、障害のある方に対して直接的、専門的な支援を行うとともに、企業の方に対して、職場適応を図るために必要な助言や職務・職場環境等の改善提案等を行います。

支援開始時期は、雇用前、雇用と同時に及び雇用後のいずれでも可能です。

支援期間：1ヶ月以上7ヶ月以内で個別に設定しますが、標準2～3ヶ月間です。支援期間終了後、フォローアップを実施します。

対象者：障害の種類は問いません。仕事が覚えられない、職場でのコミュニケーションがうまくとれない、職場に馴染めるか不安、職場の環境が変わって困っている、といった方等に利用いただいています。また、障害のある方を雇用しようとするまたは雇用している企業の方が、受け入れ体制の整備や指導方法、対応方法等に関する支援を必要とされている場合にも利用いただいています。なお、ご本人及び企業の双方に支援の実施に同意いただくこと、雇用保険に加入予定（雇用前の場合）または加入している（雇用と同時に及び雇用後の場合）ことが必要です。

5 職場復帰支援（リワーク支援）

うつ病等の精神疾患で休職中の方を対象に、主治医及び企業との連携の下、リワーク支援室での作業支援や各種講座（ストレス対処、認知療法、コミュニケーション、ライフキャリア、リラクゼーション）等を通じ、職場復帰に向けたウォーミングアップを行います。

支援期間：標準3ヶ月間です。リワーク支援開始前に、ご本人、職場及び主治医との調整や体験参加等のため1～2ヶ月程度の期間が必要です。

支援時間：10時～15時。

対象者：以下①～④の全てに該当する方です。
①主治医から職場復帰に向けた活動が許可されている、②午前中からの活動が維持できる、③雇用保険に加入している、④ご本人、職場及び主治医の三者の同意が得られる。

6 ご利用について

- ・ご利用は予約制です（受付時間は、8時45分～17時00分）。
- ・土日祝日及び年末年始はお休みです。
- ・公共職業安定所や就労支援機関等を利用されている方は、担当の職員の方を通じてご連絡ください。
- ・相談内容等に関する秘密は厳守します。
- ・センターが行う支援は、全て無料です。

センターの所在地・連絡先は、次のとおりです。支援に関するお問い合わせ、ご予約等は、本庁舎にお願いします。

【本庁舎】

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保136-1
Tel 048-854-3222 Fax 048-854-3260

【職業準備支援室・リワーク支援室】

※職業準備支援及びリワーク支援の実施場所です。

〒336-0027 さいたま市南区沼影1-20-1

武蔵浦和大栄ビル302・303号室

職業準備支援室（302号室）Tel 048-872-1300

リワーク支援室（303号室）Tel 048-872-2100

302号室・303号室共通 Fax 048-865-5356

【雇用支援課（通称：高齢・障害者雇用支援センター）】

※障害者雇用納付金等の申告・申請受付、同納付金制度に基づく助成金の申請受付及び障害者雇用に関する啓発活動等を行っている部門です。

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和4-5-5

北浦和大栄ビル5階

Tel 048-814-3522 Fax 048-814-3515

7 現状と今後について

現在、精神障害のある方は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳を取得されていれば、実雇用率の算定時には障害者数に算入することができることとされています。

また、平成30年4月には、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある方を加え、雇用義務の対象とされることが決まっています。

このような動きの中で、精神障害のある方の就労支援においては、年々ニーズの高まりが見られ、その充実・強化が求められているところです。

センターにおいても、主治医との連携の下で、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための支援に重点的に取り組むこととしているところです。

②若者自立支援センター埼玉（かわぐち若者サポートステーション）について

若者自立支援センター埼玉／かわぐち若者サポートステーションセンター長 船橋 雄介

1 施設概要

埼玉県委託事業「若者自立支援センター埼玉」に厚生労働省認定事業「かわぐち若者サポートステーション（通称：かわぐちサポステ）」が併設された公共の就労支援機関です。平成18年の開所よりNPO法人育て上げネットが運営をしています。

当センターでは、①義務教育修了後の15歳から39歳までの方、就労へ向かって進んでいく気持ちのある方、利用を通じ、6ヶ月以内の就労決定を目指す気持ちのある方、②「わが子」の職業的自立に悩む保護者の方を対象にサポートを行っています。



建物入口、センターは3階

2 支援内容

<本人向けメニュー>

(1) **キャリア相談**：仕事について個別相談ができます。「仕事に就きたいが、なにから始めたらいいのかわからない」、「自分に合った仕事をみつけない」、「対人関係が苦手な面接がづらい」、「空白期間があるので、その説明に困っている」などといった相談があります。就職活動（アルバイト含む）の仕方、仕事の選び方、履歴書などの書き方、就職活動の行動計画などについて対応し、一緒に考えていきます。面接練習もしっかり行います。

(2) **こころの相談**：「どうしても応募の一步が出ない」、「就職活動のモチベーションが持続しない」、「働きたい気持ちはあっても不安が先だってしまう」といった就労に関する悩みについて、気持ちの整理のお手伝いをしています。なお、当センターは就労に特化した機関のため、メンタル面

のサポートを主としたカウンセリングは行っていません。

(3) **コミュニケーション講座**：段階別4種類の講座で構成されています。ステップを踏みながら就職活動開始に進んでいくことができます。

(4) **就職講座**：孤独な活動になりがちな就職活動を「仕事に就こう」という同じ目的を持った仲間と共に応募にチャレンジします。当センターのプログラムのなかで、最も利用終了に近い講座です。

(5) **パソコン基礎講座**：「ワード・エクセル・パワーポイント」がセットになったコースのほか、「アクセスを使ったデータベースの作成」や「ホームページの作成」のコースがあります。センタースタッフの丁寧な指導を通して、スキルアップをして就労を目指します。

(6) **職業人セミナー**：現役で活躍している企業の社長など職業人を迎え、業界の話などを聞きます。座談会形式のため、和やかな雰囲気で行われます。企業面接ではNGとなるような質問にも答えてくれることが多々あります。

上記以外の講座もあります。短期の職場体験も用意しています。また、就職活動のために必要なスーツの無料レンタルも行っています。

<保護者向けメニュー>

(1) **保護者セミナー**：年間、月に一回程度の頻度で県内各地を巡回して開催をしています。「現在の就職事情」、「親子だからこそ悪循環」、「わが子への接し方」、「支援機関の紹介」をテーマに行われます。

(2) **出張プレ相談**：今年度から始まりました。ふた月に一回程度、保護者セミナー開催地で行っています。当センターの来所相談が適切か他機関の活用が適切かなど、「受ける支援の方向性」について一緒に考える相談です。

(3) **保護者相談**：本人が当センター、または適切な機関につながるためにはどうしたらよいかを一緒に考えます。

(4) 訪問サポート：「支援機関に興味を持っているが、自分からの一歩がでない」、「就職などの情報を知りたいが、支援機関に行くのは敬遠している」といった本人の状況を変えるきっかけをつくるために、センタースタッフが自宅、もしくは近隣まで訪問します。主に当センターの事業説明を行います。センタースタッフと顔合わせをすることで、本人の緊張を緩和し、来所につなげることを目的としています。

<本人、保護者、各機関の方向けメニュー>

事業説明会：月に一度、当センターの利用を検討中の本人や保護者の方、関心を寄せてくださる機関の方を対象に、説明会を開催しています。「どのような利用ができる場所なのか」、「まずは説明を聞いてから考えたい」、「雰囲気を知りたい」など、利用前の参考としていただく機会としています。当センターの利用には、予約の上での登録が必要です。ですので、安心して利用登録ができるよう説明会を活用いただいています。機関への出張説明会開催のオファーもお受けしています。

3 支援方針

①当センターは、「6か月以内の就労などの進路決定へのサポート」を掲げています。目安として期限を設定することで、目標を達成するための具体的な行動計画が立てられます。6か月経過した時点で利用ができなくなるわけではありません。もし、6か月後に目標が達成されなかった場合には、今までの活動を話し合いのなかで整理し、センタースタッフと本人とで目標の再確認と共有を行います。その上で、目標達成のための具体的な行動計画を再度、一緒に考え追加6か月の利用がスタートします。

②当センターには、通院をしながら就労を目指している方々がいます。その場合、現在の本人の状態で就労することにリスクはないか、医師などの専門的意見を確認した上でサポートを行う方針です。就労への焦りから先を急ぐあまり、自身の健康状態を無視して活動した結果による途中離脱を防ぐためです。健康状態の悪化から就労への活動をストップするような事態は、本人がいちばん悔しい想いをします。少々遠回りとなったとしても、本人にとって最短距離の目標達成を実現するためには、安定した健康状態がとても大切なことと考えます。そして、仕事に就くことがゴールではなく、その後、継続して働いていけることも重要と考えています。

③各機関には、それぞれ特化した機能があります。他機関を利用中の方が当センターも並行して

利用する際には、本人の同意の上で先方機関の特化した支援体制と一般枠での就労支援に特化した当センターが連携してサポートを行うことを提案しています。

4 最後に

今年度、県内で就労支援機関が3か所（深谷・熊谷地域、春日部・越谷地域、さいたま市）で新設されました。当センターに来所する方の状況・状態などによっては、就労支援機能のサポートだけで本人のご要望に応えることが困難な場合があります。そんなとき、地域の機関の力をお借りし、連携してサポートを行うことが利用者の方の目標達成につながっています。引き続き、今後のご協力をお願いすると共に当センターが協力できることを提案・模索しながら地域のなかで専門の役割を担っていけるよう努めます。



センター内の待合フロア

<県内サポステ一覧>

「かわぐち若者サポートステーション」

所在地：川口市川口3-2-2 川口若者ゆめワーク3F
電話：048-255-8680
開所時間：月～土曜（祝日除く）13時～19時

「深谷若者サポートステーション」

所在地：深谷市深谷町9-12 旧七ツ梅酒造
電話：048-577-4727
開所時間：月～土曜（火・祝日除く）
9時30分～17時30分

「地域若者サポートステーションさいたま」

所在地：さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル1F（イベント広場横）
電話：048-650-9898
開所時間：月～金曜 10時～18時

「埼玉とうぶ若者サポートステーション」

所在地：春日部市南1-1-7 ふれあいキューブ4F
電話：048-614-6790
開所時間：月～土曜（火・祝日除く）10時～17時